

# 給与所得者異動届出書の記入例2 【退職時一括徴収】

第6号の6様式(1)

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

中野 区長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出	住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 123456 - 789
フリガナ カブシキガイシャ マルバツシヨウジ	氏名又は名称 株式会社 ○ × 商事	課税番号 2111222
代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 電話 000-000-0000 (内線 )	
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

法人番号を記入します。個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	生年月日	個人番号	1月1日現在の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職し7月からの給与
	ナカノ イチロウ	中野 一郎 (旧姓)	昭和・平成 50年1月1日	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	中野区△△3-2-1	中野区□□4-5-6	140,000	6月 82,000	1月 58,000	××××××××	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	2. 一括徴収 (1月以降は必須) 1月分 (2月10日納期分) 3. 普通徴収理由	

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」に○をつけて、一括徴収分を納入する月と納期限を記入してください。

※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円
1. 異動が平成30年12月31日までで、申出があったため(12月××日申出)	1・20	58,000	58,000
2. 異動が平成××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	.	
異動者印	中野	.	.

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	
個人番号又は法人番号	(内線 )

【例】未徴収税額を一括徴収して、1月分で納付する場合  
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 82,000円(6月から12月分)  
 (ウ) 未徴収税額(一括徴収で納める額) 58,000円(1月から翌年5月分)  
 ※(ウ)の未徴収税額を一括徴収して区へ納入します。

※区市町村記入欄

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区税務担当(課税)

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。  
 ※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。  
 ※1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払いがなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。